

3月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 令和5年3月28日（火）午後3時09分から午後4時44分

2、開催場所 市役所3階 第一委員会室

3、出席委員の氏名

教 育 長 小林 正人

職務代理者 三枝 泰子

委 員 小俣 和英、小笠原 幸夫、村上 憲司、弓指 恵子

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

小俣 和英委員・村上 憲司委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が2月定例会会議録を朗読し、一部修正の上、承認される。

- 小笠原委員より、「令和5年度都留市学校教育の指針」において、「ヤングケアラーの早期発見・状況把握に努め、関係機関との連携を図り、児童生徒を支援する。」としており、教育委員会としてアンケートの実施や学校を通じたの実態把握に努められたいとの意見が出され、教育委員会として健康子育て課等と連携し、状況把握に努めて行くことが確認された。

8、報告

①教育長報告

令和5年2月22日から令和5年3月27日までの教育長活動が報告された。

②指定校変更及び区域外就学について

学校教育課長より

指定校変更1件、区域外就学4件について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから、また区域外就学先の教育委員会より承諾が得られていることから、承認・承諾を行った旨の報告がなされた。

9、議事

議第20号 都留市学校給食費徴収規則の一部を改正する教育委員会規則（案）について

学校教育課長より

学校給食費の無償化の実施に伴う、教育委員会規則の改正となります。本市では令和5年度より、都留市の未来を担う子どもたちのために、新たに「都留市子ども未来創造基金」を創設することとなりました。その基金を活用し児童・生徒が心身ともに健やかに成長することを支援するとともに、子育て世帯の経済的負担を減らすため、都留市子ども未来創造基金創設に伴う特例とし、学校給食費徴収規則の附則第4号として、「児童・生徒が心身ともに健やかに成長することを支援するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費については、令和5年度分より当分の間、第6条の規定にかかわらず徴収を免除するものとする。」と規定するものとなります。なお、本規則の改正（案）については、都留市法令審査委員会での審査前となりますので、改正の趣旨は変更がないものの、文言等に修正が行われる場合がありますのでご承知願います。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第21号 都留市学校運営協議会規則の一部を改正する教育委員会規則（案）について

学校教育課長より

学校運営協議会について規定する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正・施行されたことに伴う規則改正となります。

法改正により、学校運営協議会は、「教育委員会の指定により設置することができる。」ものから、「設置するよう努めるものとする。」とされたことから、学校運営協議会規則第3条を「協議会を置く学校を指定することができる。」から「設置するよう努めるものとする。」と改正しようとするものです。併せて、教育委員会が学校運営協議会を設置する学校を指定するものとされていたため、設置校について「指定学校」としていたものを「対象学校」に改めるとともに、学校運営協議会設置校の指定の取消に係る条文について削除を行うなどの改正を行うものとなります。

小林教育長

旭小学校の閉校により、本市は学校運営協議会の設置校が無くなりますが、現在、谷村第二小学校、宝小学校で令和6年度の学校運営協議会設置に向け準備を始めております。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第22号 都留市新型コロナウイルス感染症対策修学旅行等補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）について

学校教育課長より

新型コロナウイルス感染症に罹患するなどして、修学旅行や遠足などを欠席することになった児童・生徒のキャンセル料についての補助金の交付要綱の有効期限を令和5年度末まで延長するための改正となります。新型コロナウイルス感染症は5月8日には現在の2類相当から、季節性インフルエンザと同様の5類に変更されますが、規制の緩和により新型コロナウイルス感染症の罹患患者が増加することも想定されるため、補助金の有効期間を令和6年3月31日まで延長することを要綱附則に規定するものとなります。

小笠原委員

どの程度、補助するのですか。

学校教育課長

キャンセル料の全額を補助いたします。

以上の発言あり。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第23号 都留市立学校施設使用条例に係る旭小学校学校施設の指定について
教育次長

令和4年度末で閉校となる旭小学校施設について、令和5年度以降についても市民の利用に供するための指定となります。都留市学校施設使用条例附則第2号において、「都留市学校設置条例の規定により設置された施設で、現に都留市立学校の用に供されていないもののうち教育委員会が指定するものの使用については、当分の間、この条例の規定を準用する。」と規定されていることから、教育委員会が指定するものとして、旭小学校施設を指定しようとするものです。

小笠原委員

現在では、多くの施設がインターネットで予約が可能とのことであるが、その場合は、早く予約したものが優先となるのか。

教育次長

先着順での対応となります。なお、個人での予約も可能となることからインターネットを通じての予約は市民に大変喜ばれております。

以上の発言あり。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

10、その他

学校教育課長

(1) 令和5年度学校教育課所管当初予算について

教育次長

(2) 令和5年度生涯学習課所管当初予算について

小笠原委員より、特別教室等へのエアコン設置について、児童生徒のため、夏季に音楽室等の特別教室の利用ができるよう可能な限り早く設置を進めるよう意見があった。

学校教育課長

(3) 令和4年度3月定例市議会代表質問・一般質問について

生涯学習課長補佐

(4) ミュージアム都留「増田 誠新収蔵品展」について

学校教育課長補佐

(5) 令和5年度小中学校入学式日程等について

(6) 山梨県市町村教育委員会連合令和5年度春季研修会について

(7) 令和4年度学校評価結果について

【 了 知 】

11、教育長閉会宣言